主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第一点乃至第五点について。

原審は、原判決挙示の証拠にもとずいて、判示のごとき各般の事実関係を認定し、 右事実関係に依拠して、本件遺言書(乙第一号証)中「実兄D二家督相続人以外ノ 嫡出子アリタル時」の趣旨を、被上告人主張のごとく、右Dに跡取息子以外の嫡出 子があつたときを意味するものと解釈し、上告人の本訴請求を排斥したものである ことは、原判文上明らかであるが、原判決の如上各事実の認定に違法なく、右事実 関係にもとずく遺言書の解釈も、また正当である。所論は、主として、原審の専権 に属する右事実関係の認定を争い、或は原審の認定しない事実に立脚して原審の判 断を非難するに帰着しその採用に値しないことは論なく、その他、原判決に採証の 法則、経験則の違反、若しくは判断の遺脱、審理不尽、理由不備等所論のごとき違 法あることは、みとめられない。論旨はいずれも採用することはできない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条により主文のとおり判決する。 右は裁判官全員一致の意見である。

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 霜 | Щ | 精 | _ |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官 | 栗 | Щ | | 茂 |
| 裁判官 | 小 | 谷 | 勝 | 重 |
| 裁判官 | 藤 | 田 | 八 | 郎 |